

全日本下の句歌留多協会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、全日本下の句歌留多協会（以下「協会」という）と称し、本部を事務局に置き、各地に支部を置く。

(目的)

第2条 協会は、下の句歌留多の普及振興と技術の向上、青少年の健全育成指導並びに各支部の発展と交流を目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的と達成のため次の事業を行う。

- 一 下の句歌留多普及のため啓蒙活動及び伝統文化の継承
- 二 室内競技としてのスポーツ精神の確立及び伝統文化の継承
- 三 青少年に対する、指導、育成及び援助
- 四 全日本下の句歌留多協会選手権大会（以下「選手権大会」という。）及び協会大会の開催
- 五 各支部大会の後援及び援助
- 六 段位の認定
- 七 その他目的達成のために必要なこと

(組織)

第4条 協会は、次に定める会員をもって組織を構成する。

- 一 支部 倶楽部（同好会）単位あるいは市町村を単位とする。
 - 二 会員 支部に属する会員は自動的に協会会員とする。
 - 三 賛助会員 伝統文化の発展、継承に賛同する個人・法人とする。
- 2 会員は、出身支部あるいは現住所又は現勤務地にある支部に原則、所属するものとする。ただし、いずれの支部がない場合は協会に届け出ることとし、総会で承認を得るものとする。

(加入)

第5条 新規に加入する支部は、協会へ届けるものとし、役員会の承認を得るものとする。

(脱会)

第6条 次の各号に該当するときはその資格を失う。

- 一 脱会を申し出た支部
 - 二 脱会を申し出た賛助会員
 - 三 著しく歌留多の品位を低下及び発展の阻害となるような行為を行った支部、或は賛助会員
- 2 協会を脱会する支部は、協会に債務その他義務あるときは、これを履行しなければなら

ない。

(制裁)

第7条 協会は、支部及び会員が次の行為をしたときは、制裁を行う。

- 一 前条第1項3号に該当するとき
- 二 大会（支部大会を含む）において選手として前号に該当する行為を行った選手
- 三 制裁は、支部及び選手に対する除名及び出場停止とし、役員会又は総会の2分の1の決議を必要とする。

(会議)

第8条 協会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第9条 総会は、協会の最高決議機関であって、協会役員、各支部から選出された支部長又は理事をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回会計年度終了後速やかに会長が招集する。
- 3 総会の議長は、協会役員以外の中から選出する。
- 4 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき又は支部の4分の1以上の要求があったときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 5 総会は、全支部の2分の1以上の支部の出席及び委任状で成立する。
- 6 総会の議決は、出席者の過半数で決める。可否同数のときは議長が決める。

(総会での決議事項)

第10条 総会は、次の事項を決議する。

- 一 事業報告及び事業計画
- 二 協会決算及び予算並びに特別会計決算及び予算
- 三 規約の改廃
- 四 役員の選出
- 五 制裁に関すること
- 六 協会の解散及び協会財産の処分
- 七 その他重要な事項

(役員会)

第11条 協会の事業を遂行するため、役員会を置く。

- 2 役員会は随時これを開催し、協会の運営、事業等について協議を行う。
- 3 役員会の議長は、事務局長が行う。

(役員)

第12条 協会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 若干名
- 三 事務局長 1名
- 四 事務局次長 若干名
- 五 幹事 若干名
- 六 監査 2名

(役員の任務)

第13条 会長は、協会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長を代行する。複数の副会長がいる場合、代行順位は先に定める。

3 事務局長は、協会の総務事務及び会計事務を司る。

4 事務局次長は、事務局長を補佐するとともに所管事務を行い、事務局長に事故あるときは、事務局長を代行する。複数の事務局次長がいる場合、代行順位は先に定める。

5 幹事は、各地域・各支部との連携を図り、協会の事業を遂行する。

6 監査は、事業及び会計を監査し、その結果を総会で報告する。

(役員の選出及び任期)

第14条 役員は、総会において選出し、その任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、総会及び臨時総会において補充することができる。補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問・相談役・参与)

第15条 協会は、必要に応じて顧問、相談役、参与を置くことができる。

(会計)

第16条 協会の経費は、支部費、賛助会員会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 会計の種類は次の通りとする。

- 一 協会会計
- 二 特別会計
- 三 段位認定会計
- 四 大会会計

(予算及び決算)

第17条 会長は、毎会計年度の予算及び決算について、総会で承認を得なければならない。

(監査)

第18条 監査は、年1回以上会計帳簿及び収入支出等の状況を監査し、総会に報告しなければならない。

(会計年度)

第 19 条 協会の会計年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。

(表彰・慶弔)

第 20 条 協会は、特に功績のあった支部及び会員並びに賛助会員を表彰することができる。

2 前項に基づき、表彰者には、記念品等を贈呈する。

3 協会は、役員等の死亡に際し、供花、香典、弔電等を必要に応じて送ることができる。

(段位)

第 21 条 協会は、別途段位審査委員会を設置し、段位の認定を行う。

2 段位認定料については、段位認定会計を設ける。

3 段位認定規程を別に定める。

(選手権大会並びに協会大会)

第 22 条 協会は、選手権大会並びに協会大会を年 1 回開催する。

2 選手権大会並びに協会大会を開催するにあたり、参加料他を徴収することができる。

3 協会会員以外は、選手権大会、協会大会には出場できない。

4 選手権大会並びに協会大会については、特別会計を設ける。

5 大会会計責任者は事務局長とする。

6 大会会計基準を別に定める

(競技規程)

第 23 条 協会は、歌留多の健全育成と競技の公正を期するため、競技規程を別に定めるものとする。

(運営費)

第 24 条 協会運営にあたり、次の者に運営費用を支弁する。

一 会長

二 事務局長

三 事務局次長

(その他)

第 25 条 この規約に定めのない事項は、役員会に諮りその都度決定する。

附則

この規約は、平成 3 年 3 月 16 日から施行する。

本規約を改定し、令和元年 10 月 19 日より施行する。

本規約を改定し、令和 5 年 11 月 25 日より施行する。

本規約を改定し、令和 6 年 10 月 26 日より施行する。